

那覇市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部
を改正する条例制定について

那覇市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務に個人
番号を利用することができるようにし、住登外者宛名情報を庁内連携の対象と
する等のため、この案を提出する。

那覇市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

那覇市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(令和5年那覇市条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(個人番号の利用) 第3条 法第9条第2項の規定により条例で定める事務は、次に掲げる事務とする。 (1) [略] (2) <u>市長が行う別表第2の中欄に掲げる事務</u> (3) [略] 2 <u>市長は、別表第2の中欄に掲げる事務を</u>処理するために必要な限度で、同表の<u>右欄</u>に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 3 [略] 4 前2項の規定により<u>市長</u>が特定個人情報(利用特定個人情報を含む。以下この項において同じ。)を利用して事務を処理した場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。 [別表第1 別記] [別表第2 別記] [別表第3 別記]	(個人番号の利用) 第3条 [略] (1) [略] (2) 別表第2の<u>第2欄に掲げる機関が処理する同表の第3欄</u>に掲げる事務 (3) [略] 2 <u>別表第2の第2欄に掲げる機関は、同表の第3欄</u>に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の<u>第4欄</u>に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 3 [略] 4 前2項の規定により<u>別表第2の第2欄に掲げる機関</u>が特定個人情報(利用特定個人情報を含む。以下この項において同じ。)を利用して事務を処理した場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。 [別表第1 別記] [別表第2 別記] [別表第3 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。	

- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。
- 4 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。
- 5 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

別表第1(第3条関係)

号	機関	事務
(1)～(6) [略]		
(7)	[略]	特別支援教育就学奨励費(小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費をいう。 <u>別表第3(4)の号において同じ。</u>)に関する事務であって規則で定めるもの
(8)	[略]	就学援助(学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条に規定する必要な援助をいう。 <u>別表第3(5)の号において同じ。</u>)に関する事務であって規則で定めるもの

[改正後 別記]

別表第1(第3条関係)

号	機関	事務
(1)～(6) [略]		
(7)	市長	<u>行政措置予防接種(予防接種法(昭和23年法律第68号)第2条第1項の予防接種(同法の規定により実施するものを除く。)をいう。)</u> に関する事務であって規則で定めるもの
(8)	市長	<u>住登外者宛名番号管理機能(本市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者(本市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。))を登録し、特定する固有の番号を付番し、及び管理するものをいう。以下同じ。)</u> による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
(9)	[略]	特別支援教育就学奨励費(小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費をいう。 <u>以下同じ。</u>)に関する事務であって規則で定めるもの

(10)	[略]	就学援助(学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条に規定する必要な援助をいう。以下同じ。)に関する事務であって規則で定めるもの
(11)	教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

[改正前 別記]

別表第2(第3条関係)

号	事務	特定個人情報
(1)	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による小児慢性特定疾病医療費又は療育の給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条各号に規定する事項をいう。以下同じ。) イ 医療保険給付関係情報(健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収若しくは賦課に関する情報をいう。以下同じ。) ウ 地方税関係情報(地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報をいう。以下同じ。) エ 特別児童扶養手当関係情報(特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当の支給に関する情報をいう。以下同じ。) オ 生活保護関係情報(生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報をいう。以下同じ。) カ 中国残留邦人等支援給付等関係情報(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報をいう。以下同じ。) キ 障がい者関係情報(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報をいう。以下同じ。) ク 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害

		児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報 ケ 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法」という。)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報 コ 外国人保護関係情報(生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報をいう。以下同じ。)
(2)	児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 地方税関係情報 ウ 特別児童扶養手当関係情報 エ 児童扶養手当関係情報(児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報をいう。以下同じ。)
(3)	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 地方税関係情報 エ 特別児童扶養手当関係情報 オ 生活保護関係情報 カ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 キ 障がい者関係情報 ク 外国人保護関係情報 ケ 自立支援給付関係情報(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報をいう。以下同じ。)
(4)	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 地方税関係情報 エ 生活保護関係情報 オ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 カ 外国人保護関係情報
(5)	予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 生活保護関係情報 ウ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 エ 障がい者関係情報 オ 外国人保護関係情報
(6)	身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務であつ	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 生活保護関係情報

	て規則で定めるもの	ウ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 エ 外国人保護関係情報
(7)	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 地方税関係情報 エ 特別児童扶養手当関係情報 オ 生活保護関係情報 カ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 キ 障がい者関係情報 ク 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報 ケ 昭和60年法附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報 コ 外国人保護関係情報 サ 介護保険給付等関係情報(介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収若しくは賦課に関する情報をいう。以下同じ。) シ 自立支援給付関係情報
(8)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって規則で定めるもの	住民関係情報であって規則で定めるもの
(9)	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 ウ 障がい者関係情報 エ 外国人保護関係情報 オ 公営住宅等の管理等に関する情報(公営住宅法(昭和26年法律第193号)による公営住宅の管理に関する情報又は住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更若しくは収入超過者に対する措置に関する情報をいう。以下同じ。) カ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する情報 キ 健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する情報 ク 難病患者特定医療費関係情報(難病の患者に対する

		医療等に関する法律(平成26年法律第50号)による特定医療費の支給に関する情報をいう。以下同じ。) ケ 国民健康保険法による保健事業の実施に関する情報 コ 児童福祉法による助産施設における助産の実施に関する情報 サ 医療費助成関係情報(那覇市重度心身障がい者医療費等助成条例による医療費等の助成、那覇市こども医療費助成条例による医療費の助成又は那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する情報をいう。以下同じ。) シ 小児慢性特定疾病用具給付関係情報(那覇市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業に基づく用具の給付に関する情報をいう。以下同じ。)
(10)	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 生活保護関係情報 エ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 オ 障がい者関係情報 カ 外国人保護関係情報 キ 介護保険給付等関係情報
(11)	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 地方税関係情報 ウ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 エ 障がい者関係情報 オ 外国人保護関係情報
(12)	戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和27年法律第127号)による援護に関する事務であって規則で定めるもの	住民関係情報であって規則で定めるもの
(13)	国民健康保険法による保険給付の支給又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 地方税関係情報 ウ 生活保護関係情報 エ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 オ 障がい者関係情報 カ 外国人保護関係情報 キ 介護保険給付等関係情報 ク 国民年金法(昭和34年法律第141号)による被保険者の資格に関する情報

		ケ 母子保健法(昭和40年法律第141号)による母子健康手帳に関する情報
(14)	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 地方税関係情報 エ 生活保護関係情報 オ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 カ 外国人保護関係情報
(15)	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 地方税関係情報 エ 特別児童扶養手当関係情報 オ 生活保護関係情報 カ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 キ 障がい者関係情報 ク 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報 ケ 昭和60年法附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報 コ 外国人保護関係情報 サ 介護保険給付等関係情報 シ 自立支援給付関係情報
(16)	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 地方税関係情報 ウ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 エ 障がい者関係情報 オ 外国人保護関係情報
(17)	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)による被災者台帳の作成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 障がい者関係情報 ウ 難病患者特定医療費関係情報 エ 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報
(18)	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 生活保護関係情報 ウ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 エ 外国人保護関係情報
(19)	戦没者等の妻に対する	住民関係情報であって規則で定めるもの

	特別給付金支給法(昭和38年法律第61号)による特別給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	
(20)	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 地方税関係情報 ウ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 エ 外国人保護関係情報 オ 介護保険給付等関係情報
(21)	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 生活保護関係情報 ウ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 エ 外国人保護関係情報 オ 児童扶養手当関係情報
(22)	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 ウ 外国人保護関係情報
(23)	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 生活保護関係情報 ウ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 エ 外国人保護関係情報
(24)	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 生活保護関係情報 ウ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 エ 外国人保護関係情報
(25)	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 生活保護関係情報 ウ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 エ 外国人保護関係情報 オ 医療費助成関係情報
(26)	戦没者等の遺族に対す	住民関係情報であって規則で定めるもの

	る特別弔慰金支給法(昭和40年法律第100号)による特別弔慰金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	
(27)	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 地方税関係情報 ウ 外国人保護関係情報
(28)	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和41年法律第109号)による特別給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民関係情報であって規則で定めるもの
(29)	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和42年法律第57号)による特別給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民関係情報であって規則で定めるもの
(30)	児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 国民年金法による被保険者の資格に関する情報
(31)	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 地方税関係情報 エ 生活保護関係情報 オ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 カ 障がい者関係情報 キ 外国人保護関係情報 ク 介護保険給付等関係情報

(32)	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 生活保護関係情報 ウ 障がい者関係情報 エ 外国人保護関係情報 オ 公営住宅等の管理等に関する情報 カ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する情報 キ 健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報 ク 難病患者特定医療費関係情報 ケ 国民健康保険法による保健事業の実施に関する情報 コ 児童福祉法による助産施設における助産の実施に関する情報 サ 医療費助成関係情報 シ 小児慢性特定疾病用具給付関係情報
(33)	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収若しくは賦課に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 地方税関係情報 エ 生活保護関係情報 オ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 カ 障がい者関係情報 キ 外国人保護関係情報 ク 国民年金法による被保険者の資格に関する情報
(34)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 生活保護関係情報 エ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 オ 外国人保護関係情報
(35)	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 地方税関係情報 エ 生活保護関係情報 オ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 カ 外国人保護関係情報
(36)	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報

	関する法律(平成16年法律第166号)による特別障害給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	イ 地方税関係情報 ウ 生活保護関係情報 エ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 オ 外国人保護関係情報
(37)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 地方税関係情報 エ 特別児童扶養手当関係情報 オ 生活保護関係情報 カ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 キ 障がい者関係情報 ク 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報 ケ 昭和60年法附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報 コ 外国人保護関係情報 サ 介護保険給付等関係情報
(38)	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 地方税関係情報 ウ 特別児童扶養手当関係情報 エ 生活保護関係情報 オ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 カ 障がい者関係情報 キ 外国人保護関係情報 ク 児童扶養手当関係情報 ケ 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報 コ 自立支援給付関係情報
(39)	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 地方税関係情報 エ 特別児童扶養手当関係情報 オ 生活保護関係情報 カ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 キ 障がい者関係情報 ク 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報 ケ 昭和60年法附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報 コ 外国人保護関係情報

(40)	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの及び特定個人番号利用事務(法別表の23の項の下欄に掲げる事務に係るものに限る。)を処理するための利用特定個人情報 ア 住民関係情報 イ 生活保護関係情報 ウ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 エ 障がい者関係情報 オ 公営住宅等の管理等に関する情報 カ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する情報 キ 健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報 ク 難病患者特定医療費関係情報 ケ 国民健康保険法による保健事業の実施に関する情報 コ 児童福祉法による助産施設における助産の実施に関する情報 サ 医療費助成関係情報 シ 小児慢性特定疾病用具給付関係情報
(41)	那覇市重度心身障がい者医療費等助成条例に基づく医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 地方税関係情報 エ 特別児童扶養手当関係情報 オ 生活保護関係情報 カ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 キ 障がい者関係情報 ク 外国人保護関係情報 ケ 介護保険給付等関係情報 コ 自立支援給付関係情報 サ 国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報 シ 医療費助成関係情報
(42)	那覇市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業に基づく用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 地方税関係情報 ウ 生活保護関係情報 エ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 オ 障がい者関係情報 カ 外国人保護関係情報
(43)	那覇市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業に基づく補聴器の購入等に係る助成に関する事務であって規則	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 地方税関係情報 ウ 生活保護関係情報 エ 中国残留邦人等支援給付等関係情報

	で定めるもの	オ 障がい者関係情報 カ 外国人保護関係情報
(44)	那覇市こども医療費助成条例に基づく医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 地方税関係情報 エ 生活保護関係情報 オ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 カ 障がい者関係情報 キ 外国人保護関係情報 ク 自立支援給付関係情報 ケ 医療費助成関係情報
(45)	那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例に基づく医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 地方税関係情報 エ 児童扶養手当関係情報 オ 生活保護関係情報 カ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 キ 障がい者関係情報 ク 外国人保護関係情報 ケ 自立支援給付関係情報 コ 医療費助成関係情報

[改正後 別記]

別表第2(第3条関係)

号	機関	事務	特定個人情報
(1)	市長	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による小児慢性特定疾病医療費又は療育の給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条各号に規定する事項をいう。以下同じ。) イ 医療保険給付関係情報(健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収若しくは賦課に関する情報をいう。以下同じ。) ウ 地方税関係情報(地方税法(昭和25年法律

			第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報をいう。以下同じ。) エ 特別児童扶養手当関係情報(特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当の支給に関する情報をいう。以下同じ。) オ 生活保護関係情報(生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報をいう。以下同じ。) カ 中国残留邦人等支援給付等関係情報(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報をいう。以下同じ。) キ 障がい者関係情報(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報をいう。以下同じ。) ク 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報 ケ 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法」という。)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報 コ 外国人保護関係情報(生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報をいう。以下同じ。)
(2)	市長	児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 地方税関係情報 ウ 特別児童扶養手当関係情報 エ 児童扶養手当関係情報(児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報をいう。以下同じ。) オ 住登外者宛名情報(住登外者宛名番号管

			理機能による住登外者の情報の管理に関する情報をいう。以下同じ。)
(3)	市長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 地方税関係情報 エ 特別児童扶養手当関係情報 オ 生活保護関係情報 カ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 キ 障がい者関係情報 ク 外国人保護関係情報 ケ 自立支援給付関係情報(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報をいう。以下同じ。) コ 住登外者宛名情報
(4)	市長	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 地方税関係情報 エ 生活保護関係情報 オ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 カ 外国人保護関係情報 キ 住登外者宛名情報
(5)	市長	予防接種法第2条第1項の予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 生活保護関係情報 ウ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 エ 障がい者関係情報 オ 外国人保護関係情報 カ 住登外者宛名情報
(6)	市長	身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 生活保護関係情報 ウ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 エ 外国人保護関係情報 オ 住登外者宛名情報
(7)	市長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 地方税関係情報 エ 特別児童扶養手当関係情報

		の	オ 生活保護関係情報 カ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 キ 障がい者関係情報 ク 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報 ケ 昭和60年法附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報 コ 外国人保護関係情報 サ 介護保険給付等関係情報(介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収若しくは賦課に関する情報をいう。以下同じ。) シ 自立支援給付関係情報 ス 住登外者宛名情報
(8)	市長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 住登外者宛名情報
(9)	市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 ウ 障がい者関係情報 エ 外国人保護関係情報 オ 公営住宅等の管理等に関する情報(公営住宅法(昭和26年法律第193号)による公営住宅の管理に関する情報又は住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更若しくは収入超過者に対する措置に関する情報をいう。以下同じ。) カ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する情報 キ 健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する情報 ク 難病患者特定医療費関係情報(難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)による特定医療費の支給に関する情報をいう。以下同じ。) ケ 国民健康保険法による保健事業の実施に関する情報 コ 児童福祉法による助産施設における助産

			の実施に関する情報 サ 医療費助成関係情報(那覇市重度心身障がい者医療費等助成条例による医療費等の助成、那覇市こども医療費助成条例による医療費の助成又は那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する情報をいう。以下同じ。) シ 小児慢性特定疾病用具給付関係情報(那覇市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業に基づく用具の給付に関する情報をいう。以下同じ。) ス 住登外者宛名情報
(10)	市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 生活保護関係情報 エ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 オ 障がい者関係情報 カ 外国人保護関係情報 キ 介護保険給付等関係情報 ク 住登外者宛名情報
(11)	市長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 地方税関係情報 ウ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 エ 障がい者関係情報 オ 外国人保護関係情報
(12)	市長	戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和27年法律第127号)による援護に関する事務であって規則で定めるもの	住民関係情報であって規則で定めるもの
(13)	市長	国民健康保険法による保険給付の支給又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 地方税関係情報 ウ 生活保護関係情報 エ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 オ 障がい者関係情報 カ 外国人保護関係情報 キ 介護保険給付等関係情報 ク 国民年金法(昭和34年法律第141号)による被保険者の資格に関する情報 ケ 母子保健法(昭和40年法律第141号)による母子健康手帳に関する情報

			コ 住登外者宛名情報
(14)	市長	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 地方税関係情報 エ 生活保護関係情報 オ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 カ 外国人保護関係情報 キ 住登外者宛名情報
(15)	市長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 地方税関係情報 エ 特別児童扶養手当関係情報 オ 生活保護関係情報 カ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 キ 障がい者関係情報 ク 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報 ケ 昭和60年法附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報 コ 外国人保護関係情報 サ 介護保険給付等関係情報 シ 自立支援給付関係情報 ス 住登外者宛名情報
(16)	市長	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 地方税関係情報 ウ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 エ 障がい者関係情報 オ 外国人保護関係情報
(17)	市長	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)による被災者台帳の作成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 障がい者関係情報 ウ 難病患者特定医療費関係情報 エ 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報 オ 住登外者宛名情報
(18)	市長	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 生活保護関係情報 ウ 中国残留邦人等支援給付等関係情報

			エ 外国人保護関係情報 オ 住登外者宛名情報
(19)	市長	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和38年法律第61号)による特別給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民関係情報であって規則で定めるもの
(20)	市長	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 地方税関係情報 ウ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 エ 外国人保護関係情報 オ 介護保険給付等関係情報 カ 住登外者宛名情報
(21)	市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 生活保護関係情報 ウ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 エ 外国人保護関係情報 オ 児童扶養手当関係情報
(22)	市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 ウ 外国人保護関係情報
(23)	市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 生活保護関係情報 ウ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 エ 外国人保護関係情報
(24)	市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 生活保護関係情報 ウ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 エ 外国人保護関係情報 オ 住登外者宛名情報
(25)	市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 生活保護関係情報 ウ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 エ 外国人保護関係情報 オ 医療費助成関係情報

		規則で定めるもの	カ 住登外者宛名情報
(26)	市長	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和40年法律第100号)による特別弔慰金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 住登外者宛名情報
(27)	市長	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 地方税関係情報 ウ 外国人保護関係情報 エ 住登外者宛名情報
(28)	市長	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和41年法律第109号)による特別給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民関係情報であって規則で定めるもの
(29)	市長	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和42年法律第57号)による特別給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民関係情報であって規則で定めるもの
(30)	市長	児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 国民年金法による被保険者の資格に関する情報 エ 住登外者宛名情報
(31)	市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 地方税関係情報 エ 生活保護関係情報 オ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 カ 障がい者関係情報 キ 外国人保護関係情報 ク 介護保険給付等関係情報 ケ 住登外者宛名情報
(32)	市長	中国残留邦人等の円滑な帰	次に掲げる情報であって規則で定めるもの

		国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	ア 住民関係情報 イ 生活保護関係情報 ウ 障がい者関係情報 エ 外国人保護関係情報 オ 公営住宅等の管理等に関する情報 カ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する情報 キ 健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報 ク 難病患者特定医療費関係情報 ケ 国民健康保険法による保健事業の実施に関する情報 コ 児童福祉法による助産施設における助産の実施に関する情報 サ 医療費助成関係情報 シ 小児慢性特定疾病用具給付関係情報
(33)	市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収若しくは賦課に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 地方税関係情報 エ 生活保護関係情報 オ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 カ 障がい者関係情報 キ 外国人保護関係情報 ク 国民年金法による被保険者の資格に関する情報 ケ 住登外者宛名情報
(34)	市長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 地方税関係情報 エ 生活保護関係情報 オ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 カ 外国人保護関係情報 キ 住登外者宛名情報
(35)	市長	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 地方税関係情報 エ 生活保護関係情報 オ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 カ 外国人保護関係情報

			キ 住登外者宛名情報
(36)	市長	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成16年法律第166号)による特別障害給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 地方税関係情報 ウ 生活保護関係情報 エ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 オ 外国人保護関係情報 カ 住登外者宛名情報
(37)	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 地方税関係情報 エ 特別児童扶養手当関係情報 オ 生活保護関係情報 カ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 キ 障がい者関係情報 ク 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報 ケ 昭和60年法附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報 コ 外国人保護関係情報 サ 介護保険給付等関係情報 シ 住登外者宛名情報
(38)	市長	新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)による予防接種の実施に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 障がい者関係情報 ウ 住登外者宛名情報
(39)	市長	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 地方税関係情報 ウ 特別児童扶養手当関係情報 エ 生活保護関係情報 オ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 カ 障がい者関係情報 キ 外国人保護関係情報 ク 児童扶養手当関係情報 ケ 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報 コ 自立支援給付関係情報 サ 住登外者宛名情報
(40)	市長	難病の患者に対する医療等	次に掲げる情報であって規則で定めるもの

		に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 地方税関係情報 エ 特別児童扶養手当関係情報 オ 生活保護関係情報 カ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 キ 障がい者関係情報 ク 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報 ケ 昭和60年法附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報 コ 外国人保護関係情報
(41)	市長	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの及び特定個人番号利用事務(法別表の23の項の下欄に掲げる事務に係るものに限る。)を処理するための利用特定個人情報 ア 住民関係情報 イ 生活保護関係情報 ウ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 エ 障がい者関係情報 オ 公営住宅等の管理等に関する情報 カ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する情報 キ 健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報 ク 難病患者特定医療費関係情報 ケ 国民健康保険法による保健事業の実施に関する情報 コ 児童福祉法による助産施設における助産の実施に関する情報 サ 医療費助成関係情報 シ 小児慢性特定疾病用具給付関係情報 ス 住登外者宛名情報
(42)	市長	那覇市重度心身障がい者医療費等助成条例に基づく医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 地方税関係情報 エ 特別児童扶養手当関係情報 オ 生活保護関係情報 カ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 キ 障がい者関係情報 ク 外国人保護関係情報

			ケ 介護保険給付等関係情報 コ 自立支援給付関係情報 サ 国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報 シ 医療費助成関係情報 ス 住登外者宛名情報
(43)	市長	那覇市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業に基づく用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 地方税関係情報 ウ 生活保護関係情報 エ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 オ 障がい者関係情報 カ 外国人保護関係情報 キ 住登外者宛名情報
(44)	市長	那覇市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業に基づく補聴器の購入等に係る助成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 地方税関係情報 ウ 生活保護関係情報 エ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 オ 障がい者関係情報 カ 外国人保護関係情報 キ 住登外者宛名情報
(45)	市長	那覇市こども医療費助成条例に基づく医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 地方税関係情報 エ 生活保護関係情報 オ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 カ 障がい者関係情報 キ 外国人保護関係情報 ク 自立支援給付関係情報 ケ 医療費助成関係情報 コ 住登外者宛名情報
(46)	市長	那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例に基づく医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 地方税関係情報 エ 児童扶養手当関係情報 オ 生活保護関係情報 カ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 キ 障がい者関係情報 ク 外国人保護関係情報 ケ 自立支援給付関係情報

			コ 医療費助成関係情報 サ 住登外者宛名情報
(47)	市長	別表第1(8)の号の右欄に規定する事務	(2)の号から(10)の号まで、(13)の号から(15)の号まで、(18)の号、(20)の号、(24)の号、(25)の号、(27)の号、(30)の号、(31)の号、(33)の号から(39)の号まで及び(41)の号から前号までの第3欄に規定する事務を処理するために必要な限度で利用することができることとされている特定個人情報
(48)	教育委員会	特別支援教育就学奨励費に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
(49)	教育委員会	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
(50)	教育委員会	別表第1(11)の号の右欄に規定する事務	前2号の第3欄に規定する事務を処理するために必要な限度で利用することができることとされている特定個人情報

[改正前 別記]

別表第3(第4条関係)

号	情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
(1)～(2) [略]				
(3)	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	[略]	
(4)～(5) [略]				

[改正後 別記]

別表第3(第4条関係)

号	情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
(1)～(2) [略]				
(3)	市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
(4)	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	[略]	
(5)～(6) [略]				
(7)	教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務	市長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

	<u>務であつて規則で定めるもの</u>		
--	----------------------	--	--